

令和7年第5回春日井市議会定例会議員提出議案目次

議員提出第9号議案 「日本国国章損壊の罪」の早期制定を求める意見書

議員提出第9号議案

「日本国国章損壊の罪」の早期制定を求める意見書

上記の議案を次のとおり提出します。

令和7年12月16日提出

提出者	春日井市議会議員	林 克 巳
賛成者	〃	加 藤 貴 章
〃	〃	長谷川 達 也
〃	〃	石 飛 厚 治
〃	〃	伊 藤 杏 奈
〃	〃	犬 塚 貴 司
〃	〃	鈴 木 昭 紀

「日本国国章損壊の罪」の早期制定を求める意見書

国旗及び国章は、国民が等しく共有する国の象徴であり歴史と伝統そして主体性を示す重要な意義を有するものである。

しかしながら、現行法においては外国の国旗や国章を損壊・侮辱する行為については処罰規定が存在する一方で、日本国自身の国旗及び国章に対する損壊行為については、明確に処罰する規定が存在しないという法の不均衡が生じている。

国旗及び国章は、国家の尊厳と国民の誇りを象徴するものであり、諸外国においては自国の国旗や国章を毀損する行為に対しては厳格な法的措置が講じられており、我が国においても同様の法整備が求められている。

よって、早期に「日本国国章損壊の罪」を制定し、国旗及び国章に対する不当な損壊・侮辱行為に対して厳正に対処できる法的枠組みを整備されるよう、強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年12月16日

春日井市議会

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣 各 通

総務大臣

法務大臣